

# 伊 勢 市 公 報

第 133 号  
平成 23 年 5 月 20 日  
金 曜 日

## 目 次

	頁
<b>訓 令</b>	
○ 伊勢市工事等成績評定要領	2
<b>告 示</b>	
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	6
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	7
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	8
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	9
<b>教育委員会告示</b>	
○ 教育委員会会議の招集について	10
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 永久選挙人名簿関係	
・ 永久選挙人名簿登録者の縦覧場所について	11
○ 在外選挙人名簿関係	
・ 在外選挙人名簿登録者の縦覧場所について	12
○ 伊勢市農業委員会委員選挙人名簿関係	
・ 選挙権を有する者の 2 分の 1 の数について	13
<b>公 告</b>	
○ 農用地利用集積計画について	14
○ 都市計画事業の図書の写しの縦覧について	15

伊勢市工事等成績評定要領を次のように定める。

平成 23 年 5 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市訓令第3号

### 伊勢市工事等成績評定要領

#### (目的)

第1条 この訓令は、伊勢市が発注する建設工事の成績評定（以下「評定」という。）に関し必要な事項を定め、建設工事の品質と信頼を確保し、公正、的確な評定を行い、もって請負業者の適正な選定と指導育成に資することを目的とする。

#### (評定の対象)

第2条 評定は、契約金額が300万円以上の建設工事（伊勢市建設工事執行規則（平成17年伊勢市規則第132号）第2条に規定する建設工事をいう。以下同じ。）について行うものとする。

#### (評定者)

第3条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 伊勢市建設工事検査規則（平成17年伊勢市規則第132号。以下「規則」という。）第2条に規定する監督員（以下「監督員」という。）又は検査員（以下「検査員」という。）
- (3) 工事を直接施行する課及び室の長又は係長相当職にある者（以下「担当課長等」という。）

#### (評定の方法)

第4条 評定は、市長が別に定める伊勢市工事等成績評定採点基準により、工事ごとに監督及び検査において確認した事実に基づき、公正、的確に行うものとする。

- 2 評定の結果は、規則に定める公共工事成績調書又は設計業務等成績調書（以下「公共工事成績調書等」という。）に記録するものとする。
- 3 評定は、評定者ごとにそれぞれ行うものとする。

#### (評定の時期)

第5条 評価は、監督員及び担当課長等にあつては、工事が完成したときに、検査員にあつては、完成検査が終了したときに、それぞれ行うものとする。

(評価結果の報告)

第6条 監督員及び担当課長等は、公共工事成績調書等を検査員に提出するものとする。

2 検査員は、評価を行ったときは、工事の評価点を算定し、公共工事成績調書等を付して評価結果を検査室長に報告するものとする。

(検査結果の通知)

第7条 検査室長は、評価の結果を請負者又は受注者に通知するものとする。

(評価結果の公表)

第8条 検査室長は、建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する工事に係る評価の結果を年度ごとに検査結果として取りまとめ、市のホームページへ公表するものとする。

2 前項の規定による公表の期間は、検査を実施した年度の翌年度より2年間とする。

(公表の内容)

第9条 公表の内容は、工事番号、工事名、工事場所、請負業者、工期、請負金額及び評価点とする。

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成23年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令は、この訓令の施行の日以後に公告、指名若しくは見積り徴取の通知をした建設工事について適用し、同日前に公告、指名若しくは見積り徴取の通知をした建設工事については、なお、従前の例による。

伊勢市告示第 93 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、一色町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 23 年 5 月 6 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 石 原 林 重

伊勢市一色町 1638 番地

変更後 沖 河 孝 男

伊勢市一色町 1574 番地

伊勢市告示第 94 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、西豊浜町小川区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 23 年 5 月 6 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 野 呂 和 久

伊勢市西豊浜町 3075 番地

変更後 藤 原 孝 博

伊勢市西豊浜町 3053 番地

伊勢市告示第 95 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
神社港自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定  
により告示します。

平成 23 年 5 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 中 村 清

伊勢市神社港 367 番地 1

変更後 野 口 薫

伊勢市神社港 572 番地 51



伊勢市告示第 96 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、横輪町町内会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 23 年 5 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 中 西 利 和

伊勢市横輪町 183 番地 1

変更後 上 田 泰

伊勢市横輪町 359 番地

伊勢市教育委員会告示第9号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成23年5月10日

伊勢市教育委員会  
委員長 熊谷 渉

記

- 1 日 時 平成23年5月17日（火）午後7時
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2階 第1・2会議室
- 3 会議に付する事件  
議案第16号 伊勢市立図書館協議会委員の任命について

伊勢市選挙管理委員会告示第 25 号

平成 23 年 6 月 1 日現在で調製の公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条  
第 1 項にかかる永久選挙人名簿登録者の縦覧場所を、下記のとおり定めます。

平成 23 年 5 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 鈴木市郎

記

縦覧場所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号  
伊勢市役所東庁舎 4 階  
伊勢市選挙管理委員会室  
(休日は、本庁舎 1 階守衛室)

(参 考)

縦覧期間 6 月 3 日（金）から同月 7 日（火）までの 5 日間  
(公職選挙法第 23 条)

伊勢市選挙管理委員会告示第 26 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 6 第 1 項にかかる在外選挙人名簿登録者の縦覧場所を、下記のとおり定めます。

平成 23 年 5 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

記

縦覧場所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号  
伊勢市役所東庁舎 4 階  
伊勢市選挙管理委員会室  
(休日は、本庁舎 1 階守衛室)

(参考)

縦覧期間 6 月 3 日（金）から同月 7 日（火）までの 5 日間  
(公職選挙法施行令第 23 条の 11)

伊勢市選挙管理委員会告示第 27 号

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 14 条第 1 項に規定する農業  
委員会の委員の選挙権を有する者の総数の 2 分の 1 の数は、下記のとおりです。

平成 23 年 5 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 鈴木市郎

記

1 選挙権を有する者の総数の 2 分の 1 の数	2,723 人
(参考) 農業委員会委員選挙人名簿登録者総数	5,446 人

伊勢市公告第 29 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 23 年 5 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

## 伊勢市公告第30号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成23年5月11日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 都市計画の種類及び名称

伊勢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

### 2 都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示します。

### 3 縦覧場所

伊勢市都市整備部都市計画課